危機管理マニュアル



長崎市立女の都小学校

令和８年７月改訂

１　校 内 事 例
（１）不審者侵入にかかわる事例
①不審者が学校内に侵入した場合・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）学校活動中にかかわる事例
①児童同士の暴力により重傷を負った場合・・・・・・・・・・・　４
②授業中児童が重傷を負った場合・・・・・・・・・・・・・・・・　６
③校庭の遊具等による事故が発生した場合・・・・・・・・・・・　８
（３）不審電話にかかわる事例
①自殺の予告が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
②学校施設等の爆破予告が発生した場合・・・・・・・・・・・・１２
２　校 外 事 例
（１）登下校時にかかわる事例
①声かけ事案が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
②誘拐事件が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
③交通事故が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（２）問題行動にかかわる事例
①児童が学校外で殺傷事件を起こした場合・・・・・・・・・・・１９
②薬物を乱用した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
③家出が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（３）健康管理にかかわる事例
①校外学習（活動）中に事故が発生した場合・・・・・・・・・・２５
②食中毒（疑い）が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・２７
３　災 害 事 例
（１）火災が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）地震が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（３）全国瞬時警報ｼｽﾃﾑ（Ｊｱﾗｰﾄ）による情報伝達があった場合・・３３
（４）気象災害が発生した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（５）学校が避難所となった場合・・・・・・・・・・・・・・・・３７
（６）障害のある人を避難させる場合・・・・・・・・・・・・・・ ３９
４　情報モラル事例
（1）ネットにおける誹謗中傷・画像の無断投稿事案が発生した場合・４１

１　校 内 事 例

（１）不審者侵入にかかわる事例

①不審者が学校内に侵入した場合

＜想定事例＞
　卒業生を名乗る少年が来校し、対応した教職員にいきなり切りつけてきた。

＜未然防止のためのポイント＞

〇出入口を限定するとともに校門指導や巡視を強化し、必要に応じて門扉の閉鎖や施錠をする。
〇事務室（職員室）から外の様子がわかるように教職員の机の配置などを工夫する。
〇日ごろから育友会等と連携し、複数で校舎内外の巡視を行う。
〇受付では、名前や用件を尋ね、不自然な言動等が見受けられた場合は、言葉や相手の態度に注意しながら丁寧に退去するよう説得する。その後、必要に応じて警察へ通報する。
〇受付をしていない者を発見した場合には、相手の動きが読みとれる位置で距離を取りながら声をかけ、受付に案内する。
〇定期的に防犯訓練を実施し、通報してからの警察の到着時間を把握しておく。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

発見・通報

（１）　防御するとともに、他の教職員に緊急事態を知らせ応援を要請する。
- 笛を吹いて知らせるなど、発生場所がすぐにわかるような工夫が必要。
- 複数で対応し、相手の動きが読みとれる位置で距離をとる。

警察署・消防署への通報

（２）直ちに警察署、消防署へ通報する。

（３）要請を受けた教職員は複数で現場へ急行し、さすまたなどの防犯用具や身近な物で不審者の行動を抑止する。
- あくまで警察が到着するまでの時間の確保が目的であって、不審者の確保が目的ではない。
- 負傷者がいた場合には、負傷の部位、程度や周囲の状況等を把握し、応急措置を行う。

全教職員による対応

（４）避難の指示を行う。
- 児童等の安全を守ることを第一とする。
- 緊急放送等により事態を知らせ、教職員が児童等の動揺を鎮めながら安全な場所へ避難させる。
- 避難させるべきか、教室に待機させるべきかの判断は、状況によるが、不審者から児童等を遠ざけることを目的とする。
- 放送設備が使用できない場合の伝達手段を確保しておく。
- 事件現場を児童等が目にしないようにする。

（５）警察等の現場検証に備えて、現場を立入禁止にするなど現場の保存を行う。

保護者への連絡

（６）保護者へ連絡する。（現状の説明と迎えの依頼等）

教育委員会への第一報

（７）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。

・必要に応じてスクールカウンセラー等を要請する。
・必要に応じて教育委員会に職員の派遣や報道機関への対応について支援を要請する。

報道機関への対応

（８）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（９）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。
・全教職員が共通理解のもと対応する。

（10）事件の経緯、状況を警察と連携しながら可能な限り収集する。

情報収集

（11）事件の全容等、収集した情報を整理する。

（12）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

事件の概要についての把握・整理

＜協議する内容＞
- 登下校の在り方（教職員及び保護者の引率による集団登下校の実施等）
- 関係機関等の連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- 危機管理体制の再確認
- 全校集会等の開催等

状況の説明（保護者会の開催、報道機関への情報提供）

（13）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。
- 必要に応じて、その日のうちに記者会見を行う。

教育再開準備及び事件発防止対策の実施

（14）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための再指導を行う。
・スクールカウンセラー等による児童等の心のケア

報告書の作成

（15）事件報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 速やかな発生場所の特定
・教職員に常時笛などを携帯させる。
○ 複数での防御と不審者の行動の抑止
・警察が到達するまでの時間を確保する。

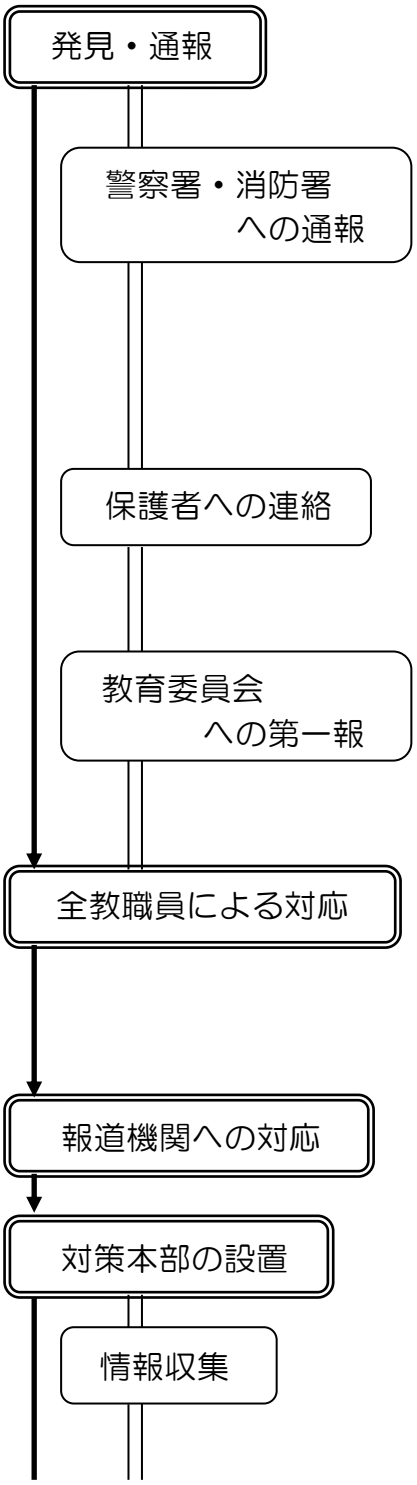
（2）学校活動中にかかわる事例

①児童同士の暴力により重傷を負った場合

＜想定事例＞
休憩時間、児童等同士がけんかをし、興奮した児童が相手を切り出しナイフで斬りつけ、重傷を負った。

＜未然防止のためのポイント＞
〇不必要な刃物等の持ち込みを禁止する。
〇日ごろから教師が児童一人一人の言動を注視し、児童理解に努める。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・



（1）負傷の部位、程度や周囲の状況等を把握し、応急措置を行うとともに他の教職員に知らせ、応援を要請する。

（2）直ちに警察署、消防署へ通報する。
- 救急車を要請する。

（3）要請を受けた教職員は直ちに複数で現場へ急行し、暴力行為を起こした児童を落ち着かせ、行動を抑止する。

（4）状況を校長（教頭）へ報告する。

（5）被害者（負傷者）の保護者に状況と搬送先の病院等を連絡する。
- 加害者の保護者へ状況を連絡する。

（6）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。
- 必要に応じてスクールカウンセラーや教育委員会に職員の派遣を要請する。

（7）周囲にいた児童を落ち着かせ、現場から遠ざけるよう指示し、事故現場を児童が目にしないようにする。

（8）警察等の現場検証に備えて、現場を立入禁止にするなど現場の保存を行う。

（9）窓口を一本化（校長、教頭）する。

（10）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

（11）児童の動揺を鎮めながら周囲にいた児童から事情を聴き、事件に至った経緯、状況から可能な限り情報を収集する。

被害者を訪問

（12）被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）
- 容体、状況の把握（処置の状況、回復の見通し等）
- 説明（現状、学校の対応等）

事件の概要についての把握・整理

（13）事件の全容等収集した情報を整理する。

（14）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

＜協議する内容＞
- 保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
- 関係機関等との連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- 危機管理体制の再確認等

加害児童等への対応

（15）加害児童が保護された場合は、警察や教育委員会と連携しながら対応する。

（16）事件当日に警察から他の児童への聴取を行いたいとする場合の配慮事項。
- 保護者への連絡を確実にする。
- やむを得ず児童に事情聴取が行われる場合は、必ず教職員及び保護者が同席する。

状況の説明
（保護者会の開催、報道機関への情報提供）

（17）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（18）必要に応じて、報道機関へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事件の再発防止対策の実施

（19）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。
- スクールカウンセラー等による児童の心のケア

報告書の作成

（20）事件報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 負傷した児童等の応急処置・救急搬送
- 止血等を行う。

○ ＰＴＳＤ等二次被害の防止
○ 刃物等の持ち込み規制

②授業中児童が重傷を負った場合

＜想定事例＞
　理科の実験中、アルコールランプの使用方法を誤って落下させた。飛び散ったアルコールに引火して、児童の衣服にも火が付いた。火は消したものの、児童はやけどを負った。
。

＜未然防止のためのポイント＞
〇過去に経験をしたことのある実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確認する。
〇準備の際に、実験で使用する薬品や器具類の点検を行う。
〇実験器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生した時の処置の仕方について指導をしておく。（指導記録簿で安全面の指導内容を確認する）

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

緊急対応
（１）負傷の部位、程度や周囲の状況等を把握し、応急措置を行うとともに他の教職員に知らせ、応援を要請する。
（２）児童を落ち着かせ、すべての実験を安全に気をつけながら中止するよう指示する。

警察署・消防署への通報
（３）直ちに警察署、消防署へ通報する。
・ 救急車を要請する。
（４）要請を受けた教職員は直ちに複数で現場へ急行し、児童の安全確保を最優先に負傷者の救出や避難・誘導等行う。
（５）状況を校長（教頭）へ報告する。

（６）教室や実験器具の被害の程度等を把握し、二次被害の恐れのある場合には、避難の指示を出す。

保護者への連絡
（７）被害者（負傷者）の保護者に状況と搬送先の病院等を連絡する。

教育委員会への第一報
（８）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。
・ 必要に応じてスクールカウンセラーや教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員による対応
（９）安全を確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室を施錠するなどの現場の保存を行う。
（10）報告を受けた校長（教頭）は、役割分担に基づき、学校の対応を指示する。

報道機関への対応
（11）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（12）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

（13）児童の動揺を鎮めながら事情を聴き、事故に至った経緯、状況から可能な限り情報を収集する。

被害者を訪問

（14）被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）
- 容体・状況の把握・説明（処置の状況、回復の見通し等）

事故の概要についての把握・整理

（15）事故の全容等収集した情報を整理する。

（16）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

＜協議する内容＞
- 保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
- 関係機関等の連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- 危機管理体制の再確認等

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（17）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（18）必要に応じて、報道機関へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事故の再発防止対策の実施

（19）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

（20）事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

災害共済給付等の請求

（21）日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 負傷した児童の応急処置・救急搬送

○ 二次被害を防止するための避難
・状況に応じた避難場所の設定

③校庭の遊具等による事故が発生した場合

＜想定事例＞
放課後、Ｂさんがブランコに乗って遊んでいた時、ブランコの鎖が切れて、地面に落ち、頭を強打して意識を失った。

＜未然防止のためのポイント＞
○児童の使用頻度の高い遊具については日常的な点検を行う。
○回転系の遊具や鎖のついた遊具については、支柱の腐食や摩耗に常に注意を払う。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

発見・通報

（１）負傷の部位、程度や周囲の状況等を把握し、応急措置を行うとともに、近くにいる児童へ連絡するように頼み、他の教職員に知らせ、応援を要請する。
・必要に応じて、警察等の現場検証に備え、現場の保存を行う。

消防署・警察署への通報

（２）直ちに消防署、警察署へ通報する。
・救急車を要請する。

（３）状況を校長（教頭）へ報告する。

保護者への連絡

（４）被害者（負傷者）の保護者に状況と搬送先の病院等を連絡する。

教育委員会への第一報

（５）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。

全教職員による対応

（６）報告を受けた校長（教頭）は、役割分担に基づき学校の対応を指示する。
- 遊具の現場保存や付近への立入禁止等の措置をとる。
- 全体集会や学年集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝える。その場合、被害児童のプライバシーには十分配慮する。

報道機関への対応

（７）窓口を一本化（校長、教頭）する。

情報収集

（８）周囲にいた児童の動揺を鎮めながら事情を聴き、事故に至った経緯、状況から可能な限り情報を収集する。

被害者を訪問

（９）被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）

・ 容体・状況の把握・説明（処置の状況、回復の見通し等）

事故の概要についての把握・整理

（10）事故の全容等収集した情報を整理する。
（11）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

＜協議する内容＞
- 保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
- 関係機関等の連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- 危機管理体制の再確認等

状況の説明（保護者会の開催、報道機関への情報提供）

（12）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。
（13）必要に応じて、報道機関へも情報提供するなどの対応を行う。

事故の再発防止対策の実施

（14）再発防止のための指導を行う。
- 安全に関する指導を徹底する。

報告書の作成

（15）事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

災害共済給付等の請求

（16）日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 負傷した児童の応急処置・救急搬送
○ 定期点検の徹底
- 目視や触診により地面との接触部分や結合部、可動部を重点的に行う。
- 児童の目線、児童の行動を予測して行う。

（3）不審電話等にかかわる事例

①自殺の予告が発生した場合

＜想定事例＞
児童らしき者から、氏名を名乗らず「今から自殺をする」との電話が学校に入った。

＜未然防止のためのポイント＞

○普段と違う発言や行動がみられる場合には、それらを児童が発しているサインと考え、それを見逃さないようにし、担任や養護教諭等と連携しながら、悩みの早期発見に努める。また、それらの情報を全教職員で共有する。

○全校集会等で、「命の大切さ」「教師や友人への相談の大切さ」を考えさせるような指導を行う。

○地域の電話相談等へ相談が入る場合もあるので、相談機関と自殺予告の電話を受けた際の学校への情報提供について、あらかじめ協議しておく。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

事実確認

（１）複数の教職員で事実確認や状況の確認を行う。

- 電話を嘘と決めつけず、落ち着いて真剣に対応する。

＜対応の仕方＞

- メモにより周囲の教職員に自殺予告であることを知らせる。
- 他の教職員がいる場合には、他の者がメモをとる。
- 訴えを理解して、力になりたいということが伝わるように話す。
- できるだけ時間をかけ、友人関係や家族関係、動機、具体的な希望などの情報を得るとともに、本人が特定できるような情報を少しずつ聞き出す。
- 叱咤激励や説教はせず、批判的な態度も見せない。
- 本人を支える立場になれることを伝えながら、死ぬことだけは避けるように説得する。

警察署への通報

（２）警察署に通報し、連携する。

教育委員会への第一報

（３）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。

- 必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員による対応

（４）校長（教頭）は、状況を全教職員に知らせ、役割分担に基づき、学校の対応を指示する。

- すべての児童の所在を確認し、児童の行動に関する情報交換等を行う。
（確認する際、自殺予告者がいることが伝わらないよ

うに配慮する）
・ 自殺予告者の特定は、自殺予防がねらいであることの共通理解を図る。

（５）校長（教頭）は、育友会役員等へ状況を連絡し、連携を図る。

報道機関への対応

（６）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（７）対策本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

（８）警察署と連携しながら、状況から可能な限り情報を収集する。
・ 情報の共通理解と予告した児童の特定に関する協議を行う。

事件の概要についての把握・整理

（９）事件の全容等収集した情報を整理する。
・ 教育委員会や関係機関と連携しながら協議する。

（10）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

（11）警察や教育委員会と連携しながら対応する。
・ いたずらであった場合には、威圧的な態度や叱責は避け、動機や背景を理解するよう努めながら、ことの重さを理解させる。
・ 担任を中心に養護教諭や教育相談コーディネーター等が協力して心のケアに努める。

当該児童への対応

保護者への対応

（12）当該児童の保護者と連絡（必要に応じて家庭訪問や来校を求める等）し、当該児童の立ち直りに向けた学校の指導方針について理解を得る。

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（13）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（14）必要に応じて、報道機関へも情報提供する。

教育再開準備及び事件の再発防止対策の実施

（15）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

（16）事件報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 警察への速やかな通報と連携した対応
○ 教師と児童の信頼関係の構築

②学校施設等の爆破予告が発生した場合

＜想定事例＞
「学校を爆破する」と学校に不審電話が入った。

＜未然防止のためのポイント＞
〇定期的な校内巡視等を行い、校内に不審な物がないかの確認を行う。
〇受付での来校者の確認を徹底する。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

緊急対応

（１）不審電話を受けた教職員は、校長（教頭）へ報告する。

（２）教職員・児童へ緊急連絡する。
- 校内放送により教職員を招集し、速やかに情報（予告電話、避難場所、避難時の注意点等）の共通理解を徹底する。
- 児童を動揺させないように留意しながら、校内放送等により緊急避難させる。

警察署への通報

（３）警察署に通報する。
- 警察が校内を調べる時は、校長（教頭）が同行する。

（４）児童及び教職員・保護者の安全を確保する。
- 児童の安全を最優先する。
- 避難の際の教職員の役割分担を明確にする。
- 学校敷地外の安全な場所に避難させる。（あらかじめ第二・三次避難所を学校敷地外に想定しておく）
- 保護者が校内にいる場合には、同じ場所に避難するよう依頼する。
- 避難にあたっては、不審物に触れないよう指導を徹底する。
- 避難終了後、人員確認を徹底する。

＜避難の際の留意点＞
- 児童名簿、施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。（事後の捜索活動に必要となるため）
- 最終確認者は、校内に残留者がいないことを確認する。
- 避難後、業者等の部外者が学校に入らないよう注意する。

消防署・
教育委員会へ報告

（５）消防署・教育委員会へ通報する。
- 以後の対応について関係機関の指示や意見を得る。
- 児童や保護者への説明に関しては、捜査との関係から警察と十分協議する。
- 必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員による対応

（６）緊急職員会議を開催する。（他の教職員は避難場所で指導に当たる）
- 関係機関からの指示や意見の集約
- 当日の下校、翌日の授業実施の有無
- 保護者への説明内容

・教職員の以後の対応や役割分担
・全教職員へ対応策の周知徹底等

児童及び保護者への対応

（７）避難している児童に対して状況を説明し、不安の払拭に努めるとともに、以後の行動について指示する。（不審者や不審物の目撃があれば、情報提供を呼びかける）

（８）保護者へ連絡する。
- 児童の安全確保について連絡する。
- 以後の対応について理解を得る。（安心メールの活用）

報道機関への対応

（９）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（10）対策本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

（11）警察署と連携しながら、状況から可能な限り情報を収集する。
- 情報の共通理解と予告者等の特定に関する協議を行う。

事件の概要についての把握・整理

（12）事件の全容等収集した情報を整理する。
- 教育委員会や関係機関と連携しながら協議する。

（13）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

事件の解決後の対応及び児童への指導

（14）児童理解に努め、学校生活に不安を持つ児童がいる場合は、関係機関とも連携して個別の指導・援助にあたる。

状況の説明（保護者会の開催、報道機関への情報提供）

（15）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。

教育再開準備及び事件の再発防止対策の実施

（16）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

（17）事件報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 警察への速やかな通報と連携した対応
○ 安全確保を最優先にした対応
・状況に応じた避難場所を設定する。

２　校 外 事 例

（１）登下校時にかかわる事例

①声かけ事案が発生した場合

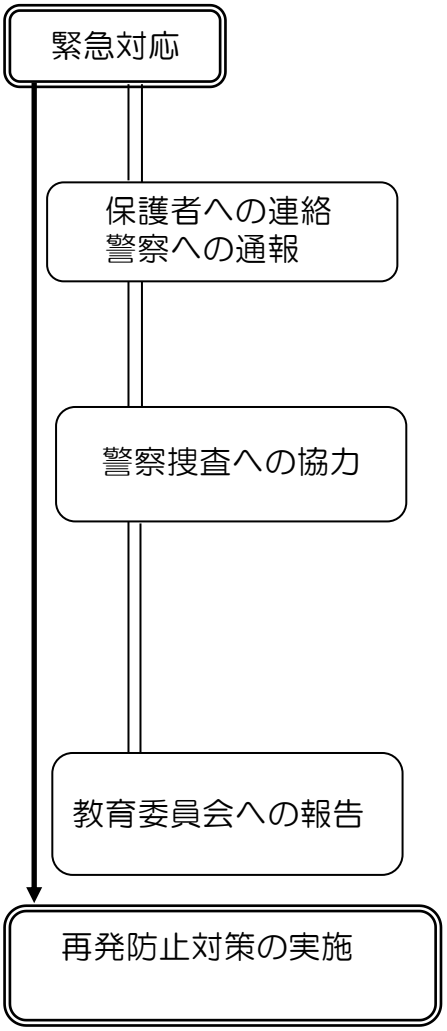
＜想定事例＞
朝、登校してきた児童が、「朝（昨日）、登（下）校中に見知らぬ人に手招きされて声を掛けられた」と担任に報告してきた。

＜認知時のポイント＞

○声かけ事案は、誘拐事件、わいせつ事件の前兆事案の可能性もあることから、事案を大きく捉えて対応する。

○警察と連携する等、情報共有のための措置を講じる。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・



（１）事案を認知した教職員は、校長（教頭）へ報告する。明らかに事件性や連続発生等が認められる場合は教育委員会へ一報を入れる。

（２）保護者・警察への連絡

・保護者が認知していない場合は保護者に連絡する。

・事案の詳細が判明しない段階でも、同種事案の連続発生や近隣学校への波及も考慮し、認知した段階で警察へ通報する。

（３）警察から児童の事情聴取等の要請を受けた場合

・警察の事情聴取があることを保護者に連絡する。

・聞き取り場は児童に負担が掛からないように保健室、校長室等を使用する。

・事情聴取には必ず教職員が立ち会う。

・現場検証を行う場合も教職員が現場に立会い、現場の状況を確認する。

（４）必要に応じ、教育委員会に続報を入れる。

（５）校長（教頭）は、警察と協議し、学校の対応を指示する。

・児童に対する防犯指導の実施

・集団登下校の実施・全保護者に対する連絡・周知

・警察・防犯ボランティアに対するパトロール要請

・通学路の再設定・通学路安全マップの作成　等

＜重要なポイント＞

○ 事案を大きく捉え、警察への早期通報と児童に対する防犯指導
○ 育友会や防犯ボランティアと連携した見守り活動の実施

②誘拐事件が発生した場合

＜想定事例＞
家の近くの公園で遊んでいた児童が、見知らぬ人に連れ去られたと下校途中の児童が学校へ連絡した。

＜未然防止のためのポイント＞
〇警察と連携して「声かけ事案」の対処法等について指導する。
〇通学路の安全点検を行い、人通りの少ない道や見通しの悪い場所等、危険箇所へ立ち入らないように指導する。
〇被害に遭わないための行動の仕方に加え、被害が発生した場合やその恐れがある場合の行動の仕方について指導する。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

緊急対応

（１）通報等を受けた教職員は、校長（教頭）へ報告する。

警察署への通報

（２）直ちに警察へ通報し、連携する。
- 児童の生命にかかわると考えられるので、以後の対応は警察と協議のうえ、慎重に行う。

保護者への連絡

（３）保護者へ連絡する。
- 警察と連携して当該保護者の所在を確認する。

教育委員会への第一報

（４）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。
- 警察と協議のうえ、必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請し、今後の対応について相談する。

全教職員による対応

（５）校長（教頭）は、警察と協議し、学校の対応を指示する。

報道機関への対応

（６）窓口を一本化（校長、教頭）する。

＜留意事項＞
☆非公開捜査の場合
- 警察の求めに応じ、校長の判断により資料を提出する。
- あらかじめ、記者会見が必要となった場合の準備をしておく。

☆公開捜査の場合
- 報道機関への対応については、窓口を一本化する。
- 記者会見では、提供する資料等について、個人のプライバシーに十分配慮して作成する。

対策本部の設置

他の児童の
安全確保

（７）対策本部を設置する。

- 警察と連携しながら、緊急対策会議を開催するなどして、今後の対応策を検討する。

＜協議する内容＞

- 全児童の所在の確認
- 児童への指導内容の検討
- 登下校の在り方（教職員及び保護者の引率による集団下校の実施等）
- 捜査情報等に即応するための学校態勢（24 時間）の整備
- 非公開・公開捜査それぞれの対応準備
- 育友会役員や関係保護者との連携等

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（８）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

教育再開準備及び事件
の再発防止対策の実施

（９）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

＜協議する内容＞

- 担任を中心に、養護教諭、教育相談コーディネーターと協力して当該児童の心のケアに努める。
- 児童相談所、病院等関係機関と連携し、当該児童の心のケアを継続する。
- 関係機関と連携し、当該児童や他の児童、保護者に対するケアのための教職員研修を実施する。
- 当該児童に対し、特別視することなく普段どおり接するように指導する。

報告書の作成

（10）事件報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 警察との連携
- すべての対応について警察と協議のうえ慎重に行う。

○ 通学路の安全マップの作成
○ 育友会や地域の方との連携

③交通事故が発生した場合

＜想定事例＞
　Ａ君は、学校近くの信号機のある横断歩道で、軽トラックにはねられ救急車で搬送された。その時、一緒に登校していたＢ君が職員室に知らせにきた。

＜未然防止のためのポイント＞
○育友会等と連携して通学路の安全点検を行い、危険箇所があれば速やかに道路管理者へ改善を要請する。
○交通ルールやマナーを守ることについて指導を徹底する。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

事実確認

（１）事故発生の連絡が入ったら、直ちに校長（教頭）へ報告し、複数の教職員で現場へ急行する。
- 周囲に児童がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる。

警察署への通報

（２）警察へ通報し、状況を確認する。
- 事件を目撃した児童へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う。

保護者への連絡

（３）被害児童の保護者に状況を連絡する。

教育委員会への第一報

（４）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。

全教職員による対応

（５）校長（教頭）は、役割分担に基づき学校の対応を指示する。

情報収集

（６）警察と連携しながら、事故に至った経緯、状況から可能な限り収集する。

被害者を訪問

（７）被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）
- 容体・状況の把握・説明（処置の状況、回復の見通し等）

事故の概要についての把握・整理

（８）事故の全容等収集した情報を整理する。
（９）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。
＜協議する内容＞

- 保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
- 関係機関等との連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（10）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（11）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事故
の再発防止対策の実施

（12）再発防止のための指導を行う。

- 全校集会や学年集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、交通安全に関する指導を徹底する。

報告書の作成

（13）事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

- 事故を目撃した児童に対しては、関係機関・団体と連携しながら個別指導による心のケアに努める。

災害共済給付等の請求

（14）日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 慣れた通学路であっても危険が潜んでいることの指導の徹底
○ Ｂ君等目撃者の心のケア

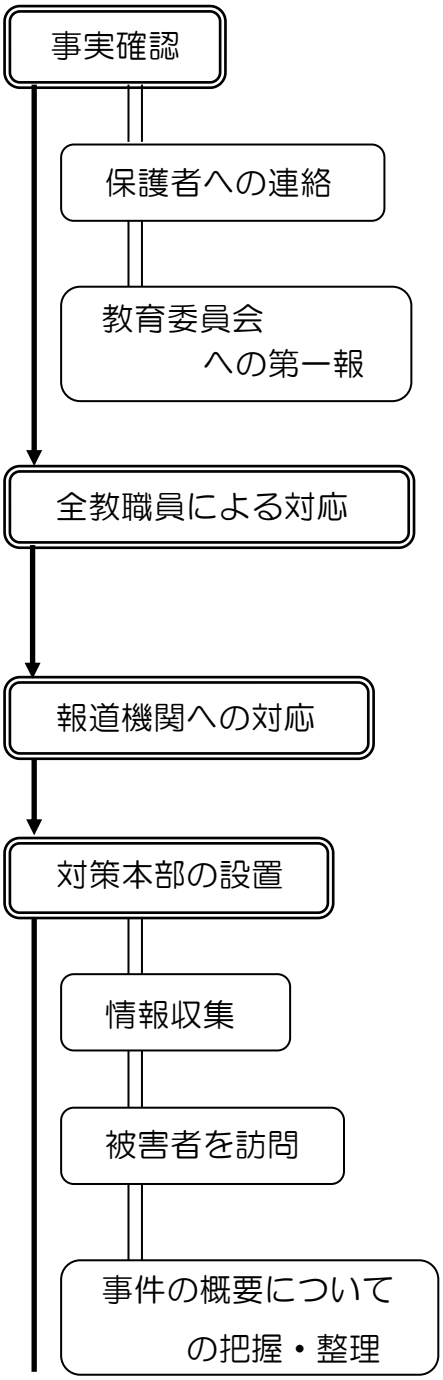
（2）問題行動にかかわる事例

①児童が学校外で殺傷事件を起こした場合

＜想定事例＞
児童が、学校近くの公園で幼児に対する殺傷事件を起こし、警察署から補導したと学校へ通報があった。

＜未然防止のためのポイント＞
〇日ごろから教師が児童一人一人の言動を注視し、児童の理解に努める。
〇教師間の情報交換、保護者との連携により前兆を捉える。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・



（1）校長（教頭）は、警察署へ事実確認を行う。
- 教職員を警察署へ派遣する。

（2）事実確認後、加害児童の保護者へ連絡する。

（3）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。
- 必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

（4）校長（教頭）は、警察から聴取したことを全教職員に知らせ、役割分担に基づき、学校の対応を指示する。

（5）校長（教頭）は、育友会役員や地域の関係団体等へ状況を連絡し、連携を図る。

（6）窓口を一本化（校長、教頭）する。

（7）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

（8）警察署と連携しながら事件に至った経緯、状況から可能な限り情報を収集する。

（9）被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）
- 容体・状況の把握、説明（処置の状況、回復の見通し等）

（10）事件の全容等収集した情報を整理する。

（11）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、

育友会役員等で今後の対応について話し合う。

＜協議する内容＞

- 保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
- 関係機関等との連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- 危機管理体制の再確認等

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（12）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（13）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事件
の再発防止対策の実施

（14）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

（15）事件報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 教師と児童との信頼関係の構築
○ 警察と連携した対応
○ 児童のプライバシーの保護

②薬物を乱用した場合

＜想定事例＞
　地域の住民から児童が、公園でシンナーを吸引していると学校へ通報があった。

＜未然防止のためのポイント＞
〇喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導を徹底する。
〇日ごろから保護者と連携し、薬物乱用防止の啓発を図る。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

事実確認

（１）通報等を受けた教職員は、直ちに校長（教頭）への連絡を行う。
- 直ちに現場へ急行し、状況の把握をする。

＜発生現場での対応＞
- 複数の教師で対応し、児童の行為を中止させる。
- 中止させる場合は、当該児童が正常な状態ではないことを念頭におき、本人、周囲の者、教師の安全に十分に注意する。
- 必要に応じて、救急車を要請する。
- ためらわずに警察に通報する。

警察署・消防署への通報

保護者への連絡
- 保護者に連絡をする。

＜事実の確認＞
- 警察、本人、周囲の児童からの正確な事実の確認をする。
- 複数の教職員で行う。
- 他の児童との関わりを確認する。

教育委員会への第一報

（２）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。
- 必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員による対応

（３）校長（教頭）は、児童から聴取したことを全教職員に知らせ、役割分担に基づき、学校の対応を指示する。

（４）校長（教頭）は、育友会役員や地域の関係団体等へ状況を連絡し、連携を図る。

当該児童への指導・援助

（５）具体的内容
- 薬物の健康への悪影響について指導する。
- 薬物の使用は違法行為であることについて再度指導する。
- 友人関係の改善、目的意識の高揚、生活習慣の改善。

家庭への支援

（６）具体的内容
- 学校と家庭で協力し児童を指導、支援していくための共通理解を図る。
- 医療機関等との連携を十分に考慮する。
（保護者は関係機関等への連絡を躊躇するが、当該児童の心身の保護を第一に考えることが必要である）

関係機関との対応

（７）警察・病院等への連絡
- 保護者との連携を十分に図る。
- 当該児童のプライバシーには十分に配慮する。
- 薬物乱用については、警察に通報する。

報道機関への対応

（８）窓口を一本化（校長、教頭）する。
- 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

対策本部の設置

（９）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

（10）警察署と連携しながら事件に至った経緯、状況から可能な限り情報を収集する。

事件の概要についての把握・整理

（11）事件の全容等収集した情報を整理する。

（12）校長、教頭、教務主任、養護教諭、学校医、学校薬剤師、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

＜協議する内容＞
- 保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
- 関係機関等との連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（13）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（14）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事件の再発防止対策の実施

（15）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

＜指導内容＞
- 喫煙、飲酒、薬物乱用等の防止に対する全教職員の共通理解を徹底する。
- 児童を理解するための方策の工夫をする。
 （アンケート、個別面談の実施等）
- 薬物乱用防止教室等を徹底する。

 関係機関から専門家をゲストティーチャーとして招聘し、薬物乱用防止教室を開催する。その際、保護者や地域の方々にも広く紹介をし、地域ぐるみの取組をお願いする

報告書の作成

（16）事件報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 保護者及び警察と連携した対応
○ 育友会役員等の連携

③家出が発生した場合

＜想定事例＞
　児童の書き置きがあり、家出の可能性が高いと、保護者から学校に連絡が入った。

＜未然防止のためのポイント＞
〇日ごろから教師が児童一人一人の言動を注視し、児童理解に努める。
〇スクールカウンセラーや相談機関と連携し、児童の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整える。
〇保護者と情報を共有する。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

事実確認

（１）複数の教職員で事実確認や状況の確認を行う。

保護者への連絡

（２）事実確認後、当該児童の保護者へ連絡する。
- 家庭での様子など家出につながるような言動がなかったか聞き取りを行う。

警察署への通報

（３）警察へ通報する。
- 重大な犯罪（誘拐、集団自殺等）の可能性があるので、慎重に対応する。
- すでに警察に保護されていた場合は、保護者とともに本人を迎えに行く。

教育委員会への第一報

（４）必要に応じて、校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。
- 必要に応じて、教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員による対応

（５）校長（教頭）は、状況を全教職員に知らせ、役割分担に基づき、学校の対応を指示する。
- 児童の行動に関する情報交換等を行う。

（６）校長（教頭）は、育友会役員等へ状況を連絡し、連携を図る。

（７）保護者の意向を踏まえたうえで、捜索に協力する。
- 立ち寄りが予想される場所を特定する。
- 地域割りをして円滑に実施する。
- チームを組み、１チーム複数で対応する。
- 当該児童のプライバシーには十分配慮する。

報道機関への対応

（８）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（９）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

（10）必要に応じて、警察署と連携しながら、可能な限り情報を収集する。

事件の概要についての把握・整理

（11）事件の全容等収集した情報を整理する。

（12）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

＜協議する内容＞

- 保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
- 関係機関等との連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）

当該児童への対応

（13）警察や教育委員会と連携しながら対応する。

- 威圧的な態度や叱責は避け、動機や背景を理解するように努める。
- 担任を中心に養護教諭や教育相談コーディネーター等が協力して心のケアに努める。

保護者への対応

（14）当該児童の保護者と連絡（必要に応じて家庭訪問や来校を求めるなど）し、児童の立ち直りに向けた学校の指導方針について理解を得る。

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（15）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（16）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事件の再発防止対策の実施

（17）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

（18）事件報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 相談活動等を通しての悩みの早期発見
○ 児童のプライバシーの保護

（３）　健康管理にかかわる事例

①校外学習（活動）中に事故が発生した場合

＜想定事例＞
農業体験学習中に数名の児童が熱中症で倒れた。

＜未然防止のためのポイント＞
〇事前の健康観察を行い、自己の健康管理に十分配慮させる。
（活動中は、こまめに水分補給と休息をとらせる）
〇児童に対して校外学習の説明と注意事項について指導するなど事前学習を十分行う。
〇教師は無理のない計画を立てるとともに、事前の実地調査を行う。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

緊急対応

（１）児童の安全を確保し、応急手当を行う。
- 程度（意識、呼吸、脈拍、嘔吐等）を確認し、応急措置をする。
- 現場の指導者の判断により救急車の要請を行う。

消防署・警察署への通報

（２）救急車を要請する。
＜意識喪失、ショック症状、けいれん、激痛等の状態が持続する場合＞
- 現場の指導者も同乗し、事故発生時の状況を説明する。（氏名・生年月日・住所等が分かる名簿等の資料を携行する）
- 生命にかかわる事故等の場合は、教育委員会にも電話で現段階の状況を説明する。
- 体験学習の協力先と連携を図りながら、他の児童への対応を指示する。

他の児童の安全確保

（３）被害拡大の恐れがある場合
- 他の児童を安全な場所に移動させる。
- 緊急対応が済むまでの具体的な児童の行動を指示する。
- 状況によっては、活動等を中止するなど適切な指示をする。

学校及び保護者への連絡

（４）校長（教頭）及び保護者へ連絡する。
- 事故発生とその状況を校長（教頭）に報告し、その後の行事等の続行について相談する。
- 必要に応じて、帰校時までの引率者の増員を要請する。
- 保護者に負傷の程度や事故概要を説明し、動揺させないように配慮するとともに、誠意ある対応をする。
- 児童に落ち度があっても、それを強調しない。
- 当該児童の保護者に搬送先の病院等を連絡する。

教育委員会への第一報

（５）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。
- 必要に応じて、教育委員会に職員の派遣を要請する。

報道機関への対応

（６）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（７）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。
- 事故発生時の状況を確認する。
- 事故発生当時、周囲にいた児童から確認する。
- 児童を不安にさせないように助言を行う。
- 現場の指導者、関係児童の責任を追及しない。

情報収集及び
児童への対応

（８）臨時の職員会議を開催する。
- 被害児童の状況、事故発生の経緯と対応の流れを説明する。
- 事故の再発防止に向けた方策の検討とその結果の共通理解を図る。

（９）再発防止のための指導を全校集会・学年集会等で行う。

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（10）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（11）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事故
の再発防止対策の実施

（12）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

（13）事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

災害共済給付等の請求

（14）日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 熱中症の応急措置
- 衣服を緩め、涼しい環境へ運び、安静にさせる。
- 氷のう等で身体を冷やす。
- 意識がはっきりしている場合に限り、水分を補給させる。
- 意識がないまたは意識レベルが低いときは、救急車が来るまで応急処置（呼吸の確認・気道確保・心肺蘇生法等）を行う。

②食中毒（疑い）が発生した場合

＜想定事例＞
　児童の保護者から学校に、「帰宅後、腹痛を訴え、おう吐や下痢が止まらないので病院で診察を受けたところ、食中毒の疑いがあると診断された。」との電話があった。また、この他にも数人の保護者から同じ症状で欠席する旨の連絡を受けた。

＜未然防止のためのポイント＞
〇手をこまめに洗う。
〇調理器具や布きん等を十分に消毒する。
〇生ものの取り扱いは慎重に行う。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

事実確認

（１）連絡を受けた教職員は、直ちに校長（教頭）へ報告する。

（２）確認事項

＜保護者からの訴え・通報があった場合＞
- 下痢、腹痛、吐き気の状況や状態
- 最初に異常を感じた日時や場所
- 発症する前の１０日間の喫食状況から特に思い当たる食物や食事内容
- 家庭や学校給食以外の喫食状況
- 医師の診察及び保健所への届け出の有無
- 教職員本人から食中毒疑いの訴えを受けた場合は、医療機関で診察させるとともに、児童の健康状態についての観察
- 必ず保護者へ連絡と状況確認
- 診察日時と病気名や電話番号、診察医師の氏名の確認と診察の所見
- 保健所への届け出日時及び保健所の対応等の確認

（３）本人の症状により、登校の是非を保護者と連絡を取り対処する。
- 精神的な負担をかけないように対応に配慮する。

（４）校長（教頭）は、状況を全教職員に知らせ、対応を指示する。
- 調理実習等が発生原因と考えられる場合もあるので、指導記録簿等の内容を確認する。
- 随時、関係教職員を招集し、対応の仕方等の共通理解を図る。
- 学級・学年で同様の症状を持つ児童がいないかを確認、把握する。
- 児童間で不安を感じたり、動揺が起きたりしないよう配慮する。
- 確認事項や関係する情報は、迅速に、正確に校長（教頭へ報告する。

関係機関への対応

（５）校医に連絡を取り、状況説明を行ったうえで以後の対応について相談する。

（６）速やかに保健所、共同調理場へ連絡する。

教育委員会への第一報

（７）速やかに情報収集の取りまとめを行い、校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。

＜速報すべき事項＞
- 食中毒（疑い）の発生を確認した状況
- 発症児童及び発症状況
- 保健所への通報の有無
- 原因（究明）に関する事項
- 学校がとった措置

報道機関への対応

（８）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（９）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。
- 事故発生時の状況を確認する。
- 児童を不安にさせないように助言を行う。

情報収集及び児童への対応

（10）保健所が情報把握している場合は、情報交換し、教育委員会に随時状況を報告する。

（11）臨時の職員会議を開催する。
- 被害児童の状況、事故発生の経緯と対応の流れを説明する。
- 事故の再発防止に向けた方策の検討とその結果の共通理解を図る。

（12）再発防止のための指導を全校集会・学年集会等で行う。

状況の説明（保護者会の開催、報道機関への情報提供）

（13）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童のプライバシーの保護には十分配慮する。

（14）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事故の再発防止対策の実施

（15）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための対応を行う。

報告書の作成

（16）事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 衛生管理の徹底
- 感染症の疑いがある場合には、二次感染を防止するための適切な措置を行う。

○ 保健所や医療機関との連携
- 関係機関との連絡網を整備する。

３　災害事例

（１）火災が発生した場合

＜想定事例＞
　学校の給湯室でお湯を沸かしていたところ、近くのカーテンに引火し、出火した。

＜未然防止のためのポイント＞
- ○定期的に施設・設備等の点検を行う。（警報装置、消火器、消火栓、持ち出し品等）
- ○校内の組織づくり、消防署等関係機関・団体との連絡体制を整備する。
- ○避難訓練を訓練を定期的に行う。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

発見・通報・避難

（１）非常ベル等により火災の発生を直ちに伝えるとともに、応援を要請する。また、周囲の児童を落ち着かせ、避難させる。

初期消火・通報・避難誘導

（２）要請を受けた教職員は、消火器を持ち現場へ急行し、初期消火にあたる。
（３）消防署へ通報する。
（４）状況を校長（教頭）へ報告する。

全教職員による対応

（５）役割分担に基づき、安全な避難経路を確認したうえで、児童の安全確保を最優先に負傷者の救出や避難誘導及び搬出、人員確認等を行う。
（６）所在不明の児童がいる場合には、校長（教頭）の指示のもと、状況に応じて複数で捜索する。
（７）負傷者がいる場合は、応急手当を行う。
（８）校長（教頭）は、保護者への引き渡し等、学校の対応を指示する。

保護者への連絡

（９）tetoru により、状況を保護者へ連絡する。

教育委員会への第一報

（10）校長（教頭）は、教育委員会へ第一報を入れる。

- 必要に応じて、教育委員会に職員の派遣を要請するとともに、今後の対応について相談する。

報道機関への対応

（11）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（12）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

（13）警察、消防署と連携しながら火災に至った経緯、状況から可能な限り情報を収集する。
（14）火災の全容等収集した情報を整理する。
- 校長（教頭）は、警察や消防署からの事情聴取に対応する。

火災の概要についての把握・整理

（15）校長、教頭、教務主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。
話し合う。
＜協議する内容＞
・保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
・関係機関等の連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（16）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。
（17）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事故の再発防止対策の実施

（18）役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

（19）事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 出火原因となる火気使用箇所の点検
○ 迅速な初期消火

（2）地震が発生した場合

＜想定事例＞
教室で授業中、強い地震が発生した。

＜未然防止のためのポイント＞
〇倒壊の危険性を防ぐために定期的な施設・設備の点検を行う。
〇消防署等関係機関・団体との連絡体制を確立する。
〇避難場所の周知徹底を図る。

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

地震発生

全教職員による対応

（1）本震がおさまるまで、児童を落ち着かせ、落下物や倒壊に注意しながら、安全な場所で待機させる。また、火気の始末を徹底する。
- 「机の下に潜りなさい」「戸や窓を開けなさい」など単純明快で適切な指示により安全を確保する。
- トイレや保健室など教室以外にいる児童への配慮をする。

＜第一次避難＞
- 教師の指示をよく聞かせ、勝手な行動をとらせない。
- 机等を利用して落下物から身体を保護させる。
 また、本震がおさまるまで行動を起こさせない。
- 児童に動揺を与えないよう発言に注意する。
 「教室は大丈夫だから、心配しないで落ち着いて。」、「机の下に潜って頭を保護しなさい。」
- ドアや窓を開け脱出口を確保する。
- 本震の揺れがおさまったら負傷者の有無を確認し、安全な避難経路を確認したうえで避難・誘導及び搬出、人員確保等を行う。

＜第二次避難＞
- 教職員は役割分担に基づき、安全な避難経路を通って避難させる。
- 避難の際は、「押さない」「走らない」「しゃべらない」を徹底させる。
- 校舎外では、早足で行動し、安全な避難場所に組別に整列させ、人員点呼を行うとともに異常の有無（不明者、負傷者、健康状況調査）を確認し、校長（教頭）に連絡する。

（2）状況を校長（教頭）へ報告する。

（3）所在不明な児童がいる場合には、校長（教頭）の指示のもと、状況に応じて複数で捜索する。

（4）負傷者がいる場合には、応急手当を行う。

教育委員会
への第一報

（５）校長（教頭）は、教育委員会に第一報を入れる。

- 必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

報道機関への対応

（６）窓口を一本化（校長、教頭）する。

対策本部の設置

（７）本部を設置し、役割分担に基づき行動する。
- 校長（教頭）は、緊急下校、保護者への引き渡し等、学校の対応を指示する。
- 学校が避難場所となることもあるので、関係機関と連携しながら、受け入れの準備等も行う。

情報収集

（８）警察や消防署等関係機関と連携しながら、可能な限り情報を収集する。

地震の概要について
の把握・整理

（９）地震の全容等収集した情報を整理する。
（10）危険箇所について早急に調査し、危険物の除去、立ち入り禁止の表示等安全対策を講ずる。
（11）校長、教頭、教務主任、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。
＜協議する内容＞
- 保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
- 関係機関等との連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）

状況の説明
（保護者会の開催、
報道機関への情報提供）

（12）育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。
（13）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備及び事故
の再発防止対策の実施

（14）役割分担に基づき、教育再開準備のための対応を行う。
- 教室等での授業再開については、建物の状況に十分配慮する。

報告書の作成

（15）事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

＜本事例における重要なポイント＞

○ 児童を落ち着かせ、落下物や倒壊に注意しながら身を守らせる
○ 児童の避難場所への適切な誘導
○ 地域の避難場所としての受け入れ準備

（3）全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達があった場合

水曜日の午後１時、近隣国から弾道ミサイルが発射されたとの全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達があった。

発生からの対応のポイント

ミサイル発射情報直後の対応・緊急避難

【Ｊアラートによるミサイル発射時の情報伝達】
① 「ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射された模様です。建物の中又は地下に避難してください。

（１） 校長は、警報の内容を早急に教職員・児童に伝え、直ちに避難行動をとるよう指示する。

【屋外にいる場合】
- 校舎や体育館などの近くの建物にすぐ避難する。その際、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない場所へ避難し、床に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】
- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない場所へ移動し、床に伏せて頭部を守る。

（２） 校長は、防災行政無線や緊急速報メール等により、正確かつ迅速な情報収集を行う。教育委員会等からの緊急連絡をいつでも受けることができるようにするとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。

日本の領土・領海に落下する可能性があると判断された場合

日本の領土・領海にミサイルが落下する可能性があると判断された場合は、①に引き続き、次のように、ミサイル落下の情報伝達がある。
② 「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」
③ 「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してください。」

（１） 校長は、被害の状況を確認し、負傷者等がいる場合は、直ちに応急処置（必要に応じて救急搬送の依頼）を行う。
（２） 児童を落ち着かせ、不安を払拭する。
（３） 続報を確認し、その後の対応を「長崎市防災危機管理室」の指示により決定する。
（４） 被害状況を正確に把握し、児童の安全確認後、速やかに保護者と連絡をとる。可能な場合は、引き渡しを行う。教育委員会へ、被害の状況や学校の対応を報告する。

日本の領土・領海の上空を通過した場合

日本の領土・領海の上空をミサイルが通過した場合は、①に引き続き，次のようにミサイル通過の情報伝達がある。
② 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

（１） 学校敷地内及び周辺に落下物等がないか確認するとともに、安全を確認し避難態勢を解く。
（２） 児童に対し、不審な物を見つけたら、絶対に近寄らず、警察や消防、近くの大人

に知らせるよう指導する。

日本の領域外の海域に落下した場合

日本の領域外の海域にミサイルが落下した場合、①に引き続き、次のように落下場所等についての情報伝達がある。
②「先程のミサイルは、〇〇海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

（１） 安全を確認し避難態勢を解く。
（２） 児童に対し、不審な物を見つけたら、絶対に近寄らず、警察や消防、近くの大人に知らせるよう指導する。

安全指導（教育）、安全管理、組織活動（研修を含む）の充実

安全指導（教育）

（１） 児童の実態に応じた安全指導を行う。
（２） 児童を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮する。

安全管理

（１） 当該自治体の国民保護計画、国民保護ポータルサイト等を参考に、学校及び地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行う。
（２） Ｊアラート等を通じた緊急情報が発信された際の臨時休業等の対応について、学校の設置者と協議の上あらかじめ定めておく。
（３） 始業前においては、登校前の児童は自宅待機とし、登校中または既に登校している児童については、適切な避難行動をとるようあらかじめ注意喚起をしておく。

組織活動（研修を含む）

（１） Ｊアラート等を通じた緊急情報が発信された際の児童等の安全確保等の方策について、危機管理マニュアルをもとに、全職員で共通理解を図っておくこと。
（２） 教育委員会や「市防災危機管理室」との連携を図ること。
（３） 地域や関係機関と連携した避難訓練を推進すること

関係法令等
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- 長崎県国民保護計画

参考資料
- 武力攻撃やテロなどから身を守るためにパンフレット（内閣官房）
- 国民保護ポータルサイト（http://www.kokuminhogo.go.jp/）

（4）気象災害が発生した場合

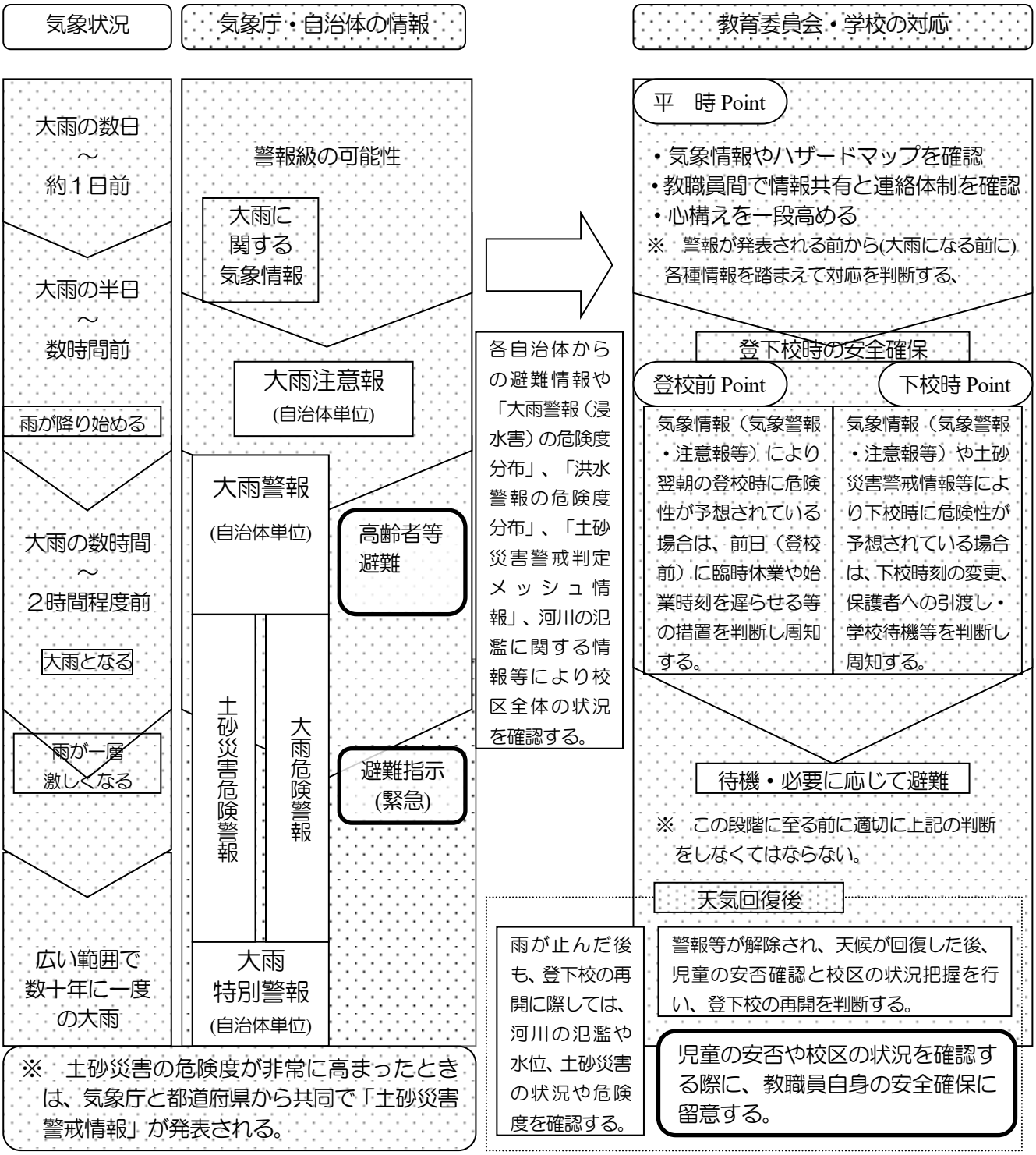
〈想定事例〉
登下校時に、大雨、台風、大雪などに見舞われた。

〈未然防止のためのポイント〉

○　気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報など、正確な情報を収集する。

○　状況により、児童の安全を確保するために、臨時休業や学校待機等の措置をとる。

〈対応の流れ〉



※　毎年、水害・土砂災害のリスクが高まる梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災教育と避難訓練を実施する体制を構築するよう努めること。

〈本事案における重要なポイント〉

気象災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雨などの災害を引き起こす現象が加わることで発生する。また、利用する気象情報や危険度分布の種類等は、学校の立地によって異なる。各学校においては、平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておかなければならない。

その上で、気象庁から大雨や台風、大雪等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、できるだけ早期に対応を検討することが重要である。なお、台風や発達した低気圧等の場合は、暴風により屋外の行動が困難になる前に対応を完了すること。

■状況に応じた対応

【登校前】

●気象庁が発表する気象警報、注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討すること。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等）なども参考にしながら、判断すること。少なくとも、校区内に土砂災害警報が発令されたら、休校を検討すること。

【児童が在校時】

●教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）を把握すること。ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲で把握をすること。

●土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討すること。

●通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を判断すること。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないようにしておくこと。

【情報共有・報告等】

●臨時休業や授業打切り等の判断に際しては、教育委員会をはじめ近隣の学校や放課後児童クラブ等とも連絡を密に取りながら判断すること。

●判断した結果を教育委員会等へ報告し、全教職員で協力し対応に当たること。

●保護者等へ措置・対応等について、tetoru配信や電話連絡等を活用し連絡すること。停電等により保護者と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

●保護者へ確実に連絡が届いているかどうかについても確認すること。

●学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを、保護者と共通理解しておくこと。

●登校前や下校後の児童等の安否確認も、必要に応じて行うこと。

●学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても長崎市の防災部局と連携して準備しておくこと。

（5）学校が避難所となった場合

〈想定事例〉
大規模災害が発生し、被災した人々が学校に避難してきた。

〈未然防止のためのポイント〉

○　地元自治体の防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておく。

①　各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておく。

②　教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておく。

③　児童の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、仮設トイレ等、避難所として必要な施設やその設置場所、車両の侵入経路や駐車場等、学校施設を避難所として利用する際に必要なスペースや動線を、児童と避難者と分けて考えておく。

〈教職員の協力体制の整備〉

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	（直後～） ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震　等	事故等発生 地域住民等の学校への避難	○施設設備の安全点検 ○解放区域の明示 ○駐車場を含む誘導　等
生命確保期	（数分後～） 消防・警察・自衛隊等の救助開始 近隣地域等からの救援物資等	避難所の開設 避難所の管理・運営	○名簿作成 ○関係機関への情報伝達と収集 ○水や食糧等の確保 ○備蓄品の管理と仕分け、配付等 ○衛生環境整備
生活確保期	（数分後～） 応急危険度判定士による安全点検	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	○自治組織への協力 ○ボランティア等との調整 ○要援護者への協力　等
学校機能再開期	（数週間後～） 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	○学校機能再開のための準備
		日常生活の回復	

※　避難所となった学校においては、教育活動の停止期間が１週間を超えないよう努力する。

〈教職員が避難所支援にあたる場合の基本〉

○　避難所支援にあたる教職員を固定せず３人以上のチームを複数編成する。
- 教職員の健康等に配慮して、避難所支援する教職員を固定しない。
- 突発的な対応を備え、３名以上のチームとする。

○　避難所運営上の特記事項や避難者で決めたルールなどの決定事項を引き継ぐ。
- チーム内で記録係を決め、必ず記録を引き継ぐ。
- 休憩は時間を決め、チームの交代も計画的に行う。

○　自主防災組織による運営ができるよう側面から支援する。
- 自治会等の自主防災組織による運営ができるよう、組織確立に向けた支援を行う。

（6）障害のある人を避難させる場合

〈想定事例〉
大規模災害が発生した際、何らかの障害によって避難できずにいる人を見かけた。

〈未然防止のためのポイント〉

○　災害が発生した場合、何らかの障害によって避難できずにいる人の近くに、支援や介助についてよく理解している人がいるとは限らない。児童においては、まずは自分の命が助かるよう行動するという「自助」の視点が大切だが、可能な場合は、「共助」の視点から、何らかの障害で避難できずにいる人にも声を掛け、共に身を守り合おうとする心構えや、適切に対応するための知識と行動力が身に付くよう指導しておくことが肝要である。

■　視覚に障害のある人の場合

○　声を掛けて周囲の状況を伝え、避難所への誘導を行う。
※　視覚障害者が白杖を５０ｃｍ以上掲げるのは、「支援がほしい」という合図。

○　声を掛けるときは、支援者がまず自分のことを知らせる。

○　白杖を持たない方の手で支援者の肘や肩をつかんでもらい、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押したりしないようにする。

○　階段の手前で立ち止まり、上がるのか下がるのかを伝える。階段が終わったら立ち止まり、階段の終わりを伝える。

○　位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて前後左右を伝える。「この先何歩」「何メートル」など周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況についても説明する。

○　盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、まわりの人が盲導犬を直接引いたり触ったりしないようにする。

■　聴覚に障害のある人の場合

○　建物の中で地震が起こったら、すぐに手話やメモ、身振り手振りなどで机の下にもぐるよう伝える。

○　聴覚などに障害のある人は背後の様子をとらえにくいので、相手の視野に入るか、軽く触れて合図をする。
※　正面から口をやや大きく動かし、ゆっくりと話せば内容を理解できる人もいる。

○　筆談によっても伝達が困難なときは、本人に手話通訳者や要約筆記者の存在を聞き、その人に連絡をとる。

○　夜間に停電になると「聞こえない・見えない」状態になるため、懐中電灯などを使って内容を伝えるようにする。

○　聴覚などに障害のある方に援助を求められたら、相手の言葉をていねいに聞き取るようにする。聞き取りが困難な場合は、相手にことわってから筆談(メモ書き)にする。

○　電話などの代理を求められたら、快く協力する。

■　肢体不自由のある人の場合

〈車いすでの誘導の仕方〉

○　話をするときは、視線を同じ高さにする。

○　車いすの人から声をかけられたら、まず何をしてほしいのかを聞く。

○　一人で手伝うことが無理な場合は、周囲の人に協力を求める。

○　段差を越えるときは、まず、車いすを押す人の足元にあるステップバーを踏んで前輪を上げ、段差にのせる。次に、後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せて押し進める。

○　緩やかな坂は、車いすを前向きにして下る。急な坂では、車いすを後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくり下る。

○　階段を避難するときは、2人か3人で車いすを持ち上げ、ゆっくり移動する。

■　知的障害のある人の場合

○　地震が起きたら、机の下などへもぐるように誘導し、机の脚をしっかり持たせる。

○　努めて冷静に、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、安心させる。

○　言葉の内容がよく理解できない人には、必ず誰かが付き添い、手を引くか肩に手を軽くかけて、恐怖心を与えないよう優しく誘導する。

○　災害時の不安から大声を出したり異常な行動をとったりしても、本人を叱らないようにする。ただし、危険な場所に近づくような場合は真剣な顔で接し、強い言葉で叱ってでも危険から遠ざけ、一緒に行動する。

※　けがや痛みを伝えられない人、痛みに鈍感な人もいるため、けがをしていないかどうか、よく確認する。

４　情報モラル事例

（１）ネット掲示板等における誹謗中傷・わいせつ画像の投稿事案

児童から「ネット掲示板に私の悪口が書かれている。（ネット掲示板に私の画像が投稿されている）。どうにかしてほしい。」と相談を受けた。

＜未然防止のためのポイント＞
- ○フィルタリングの設定や家庭でのルール作り
- ○情報モラル教材の活用
- ○ＳＮＳの危険性についての指導

＜対応の流れ＞・・・・・・・・・＜具体的な対応＞・・・・・・・・・・

書き込み内容の確認

（１）書き込みの内容を確認する。
　内容によっては、犯罪（脅迫・恐喝・名誉毀損罪、児童ポルノ法違反等）に抵触する可能性がある。
　主な確認ポイント
- ・生命・身体・財産等に危害を加える内容か
- ・不特定多数が閲覧できる状況か
- ・個人が特定できる状況か
- ・投稿者が特定できる状況か

児童・保護者の意思確認

（２）児童・保護者がどのような措置を求めているのか意向を確認し、今後の対応を協議する。
　但し、被害者に危害が及ぶおそれがあるものは速やかに警察と連携し、対応する。
　被害者が警察への被害届を希望する場合は、警察の判断を待たずに学校独自で削除要請等の行為は行わない。

◆削除要請等をする前に◆

ネット上のトラブルは、加害者が同じ学校の児童の場合もあり、拡散防止のため学校側で加害者に画像等を消去させることがある。ただし、投稿画像等を削除した後に警察に被害届を出そうとしても事件化ができない可能性もあることから、その点について被害児童・保護者に対する十分な説明を実施する。

教育委員会への報告

（３）被害の内容により、教育委員会へ報告する。

書き込み内容の記録化

（４）警察に被害申告しない場合でも、あらゆる事態を想定し、書き込み内容等を保存措置しておく
　※保存措置すべきもの
- ・投稿の場所（WebURL）、投稿年月日・時間
- ・投稿内容（行為者のネーム、文言等）
 画像　等

※記録化の方法
- 画面を印画する。
- 画面をキャプチャ画像で保存する。
- 画面を写真撮影する。

投稿者への削除要請

（5） 投稿者が特定できる場合は、同人に削除要請する。
※投稿者が特定できない場合でも、サイトにメッセージ機能があれば直接コンタクトを取り、削除要請をすることも検討する。ただし、逆に相手を刺激してしまい、トラブルが悪化することも考えられる。

ネットサービス事業者に対する削除要請

（6） SNS等のネットサービスには、通常、当該サービスに「お問い合わせ窓口」が設置してあることから、同窓口を通じてネットサービス事業者（管理者）に削除要請を行う。
ネットサービス事業者は独自の運用基準に照らし削除判断をすることとなる。

◆削除依頼のリスク◆

ネットサービス事業者によっては、削除依頼したことが公表されたり、削除依頼した人の氏名やメールアドレス等の個人情報が掲載されたりしてしまう場合もある。削除依頼するかどうか、個人情報を入力するかどうかは、児童だけで判断させず、保護者も交えて慎重に判断する。

プロバイダに対する依頼

（7）ネットサービス事業者が削除に応じない場合であっても、名誉毀損等・著作権等侵害事案に関しては、プロバイダ責任制限法に基づいてプロバイダに対して削除依頼することも検討する。

○プロバイダ責任制限法に関する解説、ガイドライン等
http://www.isplaw.jp/
○対応方法や連絡先が分からない場合の相談機関
- 違法・有害情報相談センター
http://www.ihaho.jp/
- 法務省インターネット人権相談受付窓口
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

○削除完了の確認
○再発防止対策の実施

＜本事例における重要なポイント＞

○ 「GIGA ワークブックながさき」等を活用した情報モラル教育の推進
○ 関係機関との連携と迅速な削除要請・拡散防止措置